

発議第3号

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項および米原市議会会議規則（平成30年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和5年8月30日提出

米原市議会議長 今中力松様

議会運営委員会委員長 礒谷晃



提案理由

健康福祉教育常任委員会を民生教育常任委員会に改め、その所管事項の一部を変更し、また、予算常任委員会を予算・決算常任委員会に改め、その所管事項に決算に関する事項を加え、同委員会の委員数を16人から14人に変更するため、この案を提出する。

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例

米原市議会委員会条例（平成30年米原市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ウ中「および福祉医療」を「、福祉医療、環境保全および自然保護」に改め、同項第2号中「健康福祉教育」を「民生教育」に改め、同号ア中「および福祉医療」を「、福祉医療、環境保全および自然保護」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 予算・決算常任委員会 14人（議長および副議長は除く。）

予算および決算に関する事項

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の公布の日以後最初に行われる第8条第1項の規定による委員の選任時から適用する。

米原市議会委員会条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数および所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務産業建設常任委員会 8人以内</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、<u>福祉医療、環境保全および自然保護</u>に関する事項は除く。)</p> <p>エ～コ 略</p> <p>(2) <u>民生教育</u>常任委員会 8人以内</p> <p>ア 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、<u>福祉医療、環境保全および自然保護</u>に関する事項に限る。)</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3) <u>予算・決算</u>常任委員会 14人(議長および副議長は除く。)</p> <p><u>予算および決算に関する事項</u></p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数および所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務産業建設常任委員会 8人以内</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度<u>および福祉医療</u>に関する事項は除く。)</p> <p>エ～コ 略</p> <p>(2) <u>健康福祉教育</u>常任委員会 8人以内</p> <p>ア 市民部の所管に関する事項(国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度<u>および福祉医療</u>に関する事項に限る。)</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3) <u>予算</u>常任委員会 16人</p> <p><u>予算に関する事項</u></p>	<p>・総務産業建設常任委員会の所管事項中、環境保全および自然保護に関する事項を健康福祉教育常任委員会の所管事項とし、同委員会の名称を民生教育常任委員会へ変更するため。</p> <p>・予算常任委員会を予算・決算常任委員会に改め、同委員会の所管事項に決算に関する事項を加え、また、同委員会から正副議長を除外し、当該委員数を16人から14人に変更するため。</p>